

コーポレートガバナンスの基本方針

第1章 総則

1. 目的

本基本方針は、アトラ株式会社（以下、「当社」という）のコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、ステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とします。

2. 企業理念・経営理念・企業行動憲章

当社は、「企業理念」・「経営理念」・「企業行動憲章」を、当社の経営計画の策定や経営の意思決定における根幹の考え方と位置づけます。

企業理念

世界中の人を健康にしたい。

経営理念

挑戦し続ける

社員で気づく 築く

忠実な評価

企業行動憲章

企業理念「世界中の人を健康にしたい」を実現するために、当社およびそのすべての役員・従業員（以下「私たち」という）は、誠意と創意をもって、健全な事業活動を推進し、高い倫理観のもと、良き企業市民として社会的責任を果たすことに努め、持続可能な社会の実現に貢献するグローバル企業を目指して、企業活動を推進します。

1. 基本方針

法令を遵守することはもとより、企業倫理に沿った良識ある企業活動を実践します。また、各国および各地域の文化や慣習を尊重した事業活動を行い、各国および各地域の発展に貢献します。（賄賂と金品の強要を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組みます。）

2. 顧客満足の上

人や地球のために、今までにない可能性を提供することを常にめざし、新しい生活スタイルを生み出す独創的な商品やサービスを創出し、提供することにより、社会の発展に寄与します。お客様の信頼獲得と満足向上のために、お客様のニーズと要望に応え、かつ、

安全性、品質、信頼性、環境に配慮したより良い商品、サービスを提供します。

3.情報開示・情報保護

お客様はもとより、株主、投資家、お取引先、従業員など、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、社会への説明責任を果たすために、企業および商品・サービスに関する適正な情報を適時に開示・提供します。アトラが保有する重要な情報について、情報セキュリティの確保に努めるとともに、お客様、お取引先、従業員などからお預かりした個人情報の保護に努めます。

4.地球環境保全

地球環境保全のため、環境に配慮した企業活動を行い、地球環境保全への一層の貢献に努めます。

5.人権の尊重

あらゆる事業活動において、基本的人権を尊重し、差別的な取扱いや人権侵害行為をしません。また、児童労働、強制労働を認めません。

6.安全で働きやすい労働環境の整備

事業を行う各国・各地域の法令に則り、従業員の権利を尊重した健全な労働条件の整備および安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努めます。従業員の多様性と個性を認め、能力を十分に発揮できる職場風土の醸成と人材育成に積極的に努めます。

7.社会との調和

「良き企業市民」として、「環境」「教育」「社会福祉」分野などで、社会貢献活動を積極的に展開し、社会との調和・共存を図ります。

8.反社会的勢力との断絶

反社会的勢力との関係は、いかなる状況にあっても断固として拒絶いたします。

3. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守のもと、経営の公正性、健全性、透明性を高め、効率的な経営に取り組み、当社のステークホルダーの長期的な利益の最大化を実現するためには、コーポレートガバナンスの充実が経営上最重要課題であると認識します。

第2章 コーポレートガバナンス体制

1. 経営体制

当社は、会社法上の監査等委員会設置会社を選択します。また、独立社外取締役が監査等委員会と連携して経営を監督することにより、ガバナンスの実効性を強化します。

2. 取締役会

(1)役割

取締役会は、受託者責任を認識し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負います。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の企業理念、経営理念、企業行動憲章の策定、新規事業参入、撤退、組織再編など当社の経営の重要な意思決定を行います。

取締役会は、代表取締役社長の後継者に対して求める知識、経験、能力について議論します。

取締役会は、内部通報体制の整備と運用状況を監督します。

(2)構成、任期

取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名以内で、任期は1年とします。監査等委員である取締役の員数は3名で、任期は2年とします。取締役会は、幅広い知見・経験を有するメンバーで構成します。また、監督機能の強化や当社の経営に対する総合的な助言を得るため、独立性の高い社外取締役を複数名選任します。

(3)経営会議の設置

当社は、経営会議を設置し、当社の重要な日常業務の執行を委任します。

(4)取締役会の実効性評価

取締役会は、少なくとも年1回、取締役会の意思決定及び監督の実効性や、取締役会の会議運営等に関して、自己評価等により取締役会の評価を実施します。

3. 監査等委員会

(1)役割

監査等委員会は、取締役会から独立した組織として、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任の権限の行使等を通じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の適法性及び妥当性につき監査等することを主な役割とします。

(2)構成・任期

監査等委員会は、法令や財務・会計に関する専門的かつ高い見識や幅広い業務経験を有する監査等委員である取締役にて構成し、各監査等委員である取締役の任期は 2 年とします。

(3)連携

監査等委員会は、会計監査人及び内部統制推進室と連携し、十分かつ適正な監査を行う体制を確保します。また監査等委員会は、意見交換などを通じて独立社外取締役と連携します。

(4)監査の支援体制

当社は、監査等委員会の必要とする情報を適確に提供するなど、監査等委員会の職務遂行を支援します。

4. 会計監査人

監査等委員会は、会計監査人候補について、監査等委員会にて決議した「会計監査人の選任・評価基準」（以下、「選任・評価基準」という）に基づき、独立性・専門性・コミュニケーション能力・監査費用の妥当性等を評価した上で、候補の決定を行います。

監査等委員会は、会計監査人の業務や、会計監査人の監査の相当性ととも、選任・評価基準に基づき、会計監査人の適切性についても継続的に評価を行います。

5. 取締役の選解任

当社は、取締役候補者の選任並びに取締役の解任について、代表取締役が、会社の業績等の評価を踏まえ、各取締役の当該事業年度の業務執行状況その他を評価し、次事業年度の取締役としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、次期候補者等の検討を行った上で、独立社外取締役と十分に協議し、決定します。

6. 役員のトレーニング

当社は、取締役の就任時において、それぞれの役割・責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス等に関する知識習得の機会を設けます。特に、社外取締役が新たに就任する際は、当社の事業内容・経営計画等の理解促進に必要な情報提供の機会を設けます。また、就任後も必要に応じて同様の機会を設けます。

7. 役員報酬

当社は現在、業績と連動する報酬や自社株報酬を導入していませんが、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動す

る報酬や自社株報酬の導入について、今後、社外取締役を交え検討します。導入する際にはその割合を適切に設定するよう、社外取締役を交え検討します。

第3章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主の権利の確保

当社は、株主が適切にその権利を行使することができる環境の整備を行います。

2. 株主総会

(1)当社は、株主総会において株主が適切に権利行使できるよう、環境整備に努めます。

株主との建設的な対話の充実や、株主の判断に資する正確な情報提供等の観点から、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連日程を適切に設定します。

株主が議案の内容を十分に検討する時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めます。

株主総会招集通知の当社ウェブサイト等への掲載など、電子的手段の活用に努めます。

(2)当社は、株主総会の各議案の賛否の状況を分析し、適切な対応を検討します。

第4章 資本政策

1. 資本政策の基本的な考え方

当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長を見据えた投資と、事業活動に伴うリスクを許容できる水準の株主資本を保持することを基本とします。なお、株主還元については、連結配当性向 10%を目途に、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的な配当に努めます。

2. 政策保有株式に関する方針

当社は、上場株式を保有していません。

3. 買収防衛策

当社は、株式公開買付等による買収に対する防衛策の導入は行いません。

第5章 ステークホルダーとの協働

1. 行動規範

当社は、鍼灸接骨院支援事業の高い公共性を認識し、すべてのステークホルダーからの

信頼に応えるため、取締役・社員の一人ひとりが誠実かつ倫理的な行動を実践するための企業行動憲章を定めます。

2. ダイバーシティの推進

当社は、社内に多様な視点や価値観が存在することが会社の持続的な成長を確保する上で強みとなり得るとの認識に立ち、社内における女性の活躍推進を含む多様性の確保を推進します。

また、経歴、年齢、国籍、文化的背景などについて、多様性の確保に注力します。

3. 内部通報制度

当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示についての情報や疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報制度運用規程を定め、運用します。

当社の取締役会は、内部通報の体制整備を実現する義務を負い、内部通報制度の運用状況を監督します。

当社は、内部通報体制の一環として、経営陣から独立した窓口を設置します。

第6章 情報開示の充実と株主とのコミュニケーション

1. IR活動

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識します。

そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じます。

また、投資家等に対する経営トップが出席する決算説明会を半期に1回行います。

第7章 その他

1. 改廃

本基本方針の制定及び改廃は取締役会の決議によります。